

主 文

- 1 労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 2 労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分に対する再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

- 1 主文1と同旨
- 2 労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在のB会社C支店に雇用され、○年○月までの14年10か月の間、総合体育館において建物の設備等の管理業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日にD医療機関に受診し、同年○月○日に左肺下葉肺がん（以下「本件肺がん」という。）の切除術（以下「本件肺がん手術」という。）を行い、○年○月○日から「間質性肺炎」のためF医療機関に定期的に通院していたが、○年○月○日から入院となり、細菌性肺炎のため、同月○日死亡した。死亡診断書には、直接死因「ARDS」、ARDSの原因「細菌性肺炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は石綿肺が原因であり業務上の事由によるものであるとして労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に○年○月○日から○年○月○日までの間の未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の各処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同各処分の取消しを求

める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 本件高裁判決に至るまでの事実経過は、以下のとおりである。
 - (1) 被災者は、約15年間にわたり建物の設備等の管理業務に従事していた者であり、退職後の○年○月○日、じん肺健康診断を受けたところ、管理4相当と判断されたことから、同年○月○日、労働局長に対し、じん肺管理区分の決定の申請をした。
 - (2) 労働局長は、地方じん肺審査医の審査に基づき、○年○月○日、被災者が管理1に該当する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。
 - (3) 被災者は、厚生労働大臣に対し、本件決定の取消しを求めて審査請求をしたが、厚生労働大臣は、○年○月○日、同審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。
 - (4) 被災者は、○年○月○日、管理4に該当するとして、本件決定及び本件裁決（以下「本件決定等」という。）の各取消し並びに国家賠償を求めて地方裁判所に訴訟を提起したが、第1審口頭弁論終結後の○年○月○日、死亡した。
 - (5) 地方裁判所は、○年○月○日、被災者が少なくとも管理2には該当するとして、本件決定を取り消し、本件裁決の取消しを求める訴えは却下し、被災者のその余の請求（国家賠償請求）を棄却する旨の判決（地方裁判所○年（行ウ）第○号同○年○月○日判決。以下「本件地裁判決」という。）をしたところ、国が控訴した。そして、○年○月○日、被災者の配偶者らである請求人らが、相続により訴訟における被災者の地位を承継したとして、訴訟承継の申立てをした。
 - (6) 高等裁判所は、上記事実関係等の下で、本件決定等の取消しによって回復すべき法律上の利益は、管理2以上のじん肺管理区分の決定を受ける地位であるところ、じん肺法上、じん肺管理区分の決定を受けるという労働者等の地位は、当該労働者等に固有のものであり、一身専属的なものであると解されるから、請求人らが被災者の相続人としてこれを承継することはできず、訴訟は被災者の死亡により当然に終了すると判断し、本件地裁判決（ただし、国家賠償請求に関する部分を除く。）を取り消し、訴訟終了宣言をする旨の判決（高等裁判

所○年（行コ）第○号同○年○月○日判決）をした。これを受けて請求人らは最高裁判所に上告した。

（7）最高裁判所は、管理1に該当する旨の本件決定を受けた被災者が、管理4に該当するとして、本件決定等の取消しを求める訴訟を提起したところ、その係属中に死亡し、請求人らにおいて訴訟承継の申立てをしたのであるから、この訴訟が、被災者の死亡によって当然に終了するものではなく、請求人らが被災者の死亡の当時同人と生計を同じくしていたのであれば労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第11条第1項所定の遺族に該当するものとしてこれを承継することになる旨を説示し、原審の前記高等裁判所判決中、請求人らに関する部分を破棄し、同部分につき、請求人らが労災保険法第11条第1項所定の遺族に該当するか否か等について、更に審理を尽くさせるため、事件を高等裁判所に差し戻す旨の判決（最高裁判所○年（行ヒ）第○号同○年○月○日第一小法廷判決・民集○巻○号○頁。以下「本件最高裁判決」という。）をした。

（8）本件最高裁判決を受けて、高等裁判所は、被災者には少なくとも第1型に該当する程度のじん肺による不整形陰影が存在するのであるから、被災者は少なくともじん肺管理区分の管理2には該当する旨を説示し、請求人らの本件決定の取消請求は理由があるとしてこれを容認し、本件地裁判決を是認して、国側の控訴を棄却する旨の判決（高等裁判所○年（行コ）第○号同○年○月○日判決。以下「本件高裁判決」という。）をした。

（9）本件高裁判決に対しては上告がされなかったため、○年○月○日に本件地裁判決が確定した。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 局長通達について

じん肺及びじん肺合併症の労災認定に関しては、労働省労働基準局長（現厚生労働省労働基準局長）が「改正じん肺法の施行について」（昭和53年4月28日付け基発第250号。以下「局長通達」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考える。

(2) 休業補償給付の支給要件の充足について

ア 原発性肺がん

被災者に発症した本件肺がんについては、○年○月○日付けD医療機関E医師作成の診断（意見）書において、組織型は腺がんであり、手術所見及び病理所見より原発性が肯定されていることからみて、被災者に発症したのは原発性肺がんであると認められる。

イ じん肺管理区分

本件高裁判決及び本件地裁判決においては、被災者の右肺には、少なくとも、第1型に該当する程度の不整形陰影が存在する旨判断されており、この判断によれば、被災者のじん肺管理区分は管理2以上であったと認められるので、被災者の本件肺がんは、じん肺に合併した原発性肺がんであると認められる。

ウ じん肺による肺機能障害

胸部X線写真の像が第1型以上であるじん肺の所見が得られているとして、被災者の肺機能検査結果について検討すると、本件肺がん手術前である○年○月○日における肺機能は、%肺活量76.2%、1秒率70.2%であり、著しい肺機能障害に該当する%肺活量60%未満、1秒率44.11%未満の基準をいずれも満たしていない。

一方、本件肺がん手術後は、手術に伴う左肺下葉切除が肺機能に影響を与

えるため、じん肺による肺機能の評価は出来ないと判断する。

エ 本件肺がん手術後の病状

本件肺がん手術後、○年○月○日以降○年○月○日までの間におけるF医療機関での合計5回の肺機能測定では、%肺活量は全て60%未満であり、その原因がじん肺によるものであれば「著しい肺機能障害」に相当する肺機能障害が認められる。

この点、肺機能が本件肺がん手術前後で大きく変化しており、手術後の肺機能障害には左肺下葉切除を含む本件肺がん手術が相当程度関与しているものと考えられる。その後、肺機能障害は経年的に悪化し、○年○月○日にF医療機関で測定された%肺活量は31.32%にまで低下していることが認められる。そうすると、じん肺に原発性肺がんが合併し、左肺下葉切除を含む本件肺がん手術が行われたことで「著しい肺機能障害」に相当する肺機能障害を生じ、それが持続しかつ酸素療法が必要なほど高度に悪化していることから、休業を要する状態であったと判断する。

よって、本件肺がん手術後の上記の肺機能障害は、じん肺合併症である本件肺がんに対する治療の結果として生じたものであるから、業務上疾病に当たり（局長通達参照）、当該疾病の療養のため休業を要すると認められ、労災保険法第14条に定める休業補償給付の支給要件を満たすものと解するのが相当である。

(3) 休業補償給付請求権の消滅時効の中断について

ア 管理区分の決定の申請による休業補償給付請求権の消滅時効の中断について

(ア) 休業補償給付を受ける権利は、労災保険法第42条及び第43条により、業務上の傷病による療養で労働をすることができないために賃金を受けない日ごとに発生し、その日ごとに発生する受給権については、それぞれの翌日から時効が進行し、2年を経過したとき時効によって消滅する。ところで、請求人は、○年○月○日、監督署長に、○年○月○日から○年○月○日までの間の未支給の休業補償給付の請求をしているから、○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る休業補償給付を受ける権利が時効により消滅したか否かが問題となる。

(イ) 局長通達によれば、じん肺管理区分の決定を受けていない者から合併症

に係る労災保険給付の請求があった場合は、随時申請を行うべきことを指導し、当該申請によるじん肺管理区分の決定を待って、その結論に応じてじん肺及び合併症の認定等所定の事務処理を行うこととされている。したがって、じん肺に係る労災保険給付を受ける権利は、じん肺管理区分の決定の申請を行い、その決定を受けた後に行使することが予定されている。

また、本件最高裁判決は、じん肺管理区分が管理1に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者が管理4に該当するとして提起した当該決定の取消訴訟の継続中に死亡した場合には、労災保険法第11条第1項に規定する者が当該訴訟を承継する旨判示しており、じん肺法第23条と労災保険法及び局長通達との関係を考慮の上、当該訴訟はその実質がじん肺に係る労災保険給付の請求権に関わるものとみて、承継人の法律上の利益を認めている。

そうすると、じん肺管理区分の決定の申請を行って管理1の決定を受けた者が、その後の取消判決によって、管理2以上に該当する旨の判断が確定した場合には、じん肺に係る労災保険給付である休業補償給付を受ける権利は、じん肺管理区分の決定の申請を行ったことにより、同申請が民法第147条1号所定の裁判上の請求に準ずるものとして、同申請の2年前の時点から取消判決の確定時点までの期間に係る分につき時効中断の効力が生じ、民法第157条第2項に準じて、取消判決が確定した時から、新たにその進行を始めるものと解するのが相当である。

イ 本件への当てはめ

これを本件についてみるに、前記第2の5のとおり、被災者は、○年○月○日に労働局長に対し、じん肺法第15条第1項に基づきじん肺管理区分の決定の申請を行ったところ、労働局長は、同年○月○日に管理1に該当する旨の本件決定をしたため、同決定の取消しを求める審査請求及び取消訴訟を提起したところ、本件最高裁判決を受けた本件高裁判決が、「被災者は少なくとも管理2には該当する」旨の本件地裁判決を是認して、控訴棄却判決をしたことにより、本件地裁判決が○年○月○日に確定した経緯に照らせば、○年○月○日の前記管理区分の決定の申請を行ったことにより、○年○月○日以降○年○月○日までの期間に係る休業補償給付を受ける権利については、時効中断の効力が生じており、同権利の時効は○年

○月○日から新たに進行を始める結果になったものと解される。

そうすると、請求人が本件において請求する○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る未支給の休業補償給付を受ける権利は、その全てが時効によって消滅していないものというべきである。

(4) 遺族補償給付及び葬祭料の請求について

被災者がじん肺及び本件肺がん手術の影響によって、高度に肺機能障害が増悪した結果、死亡したものであるかについて検討すると、G医師作成の○年○月○日付けの死亡診断書をみると、直接死因は「ARDS」、その原因は「細菌性肺炎」とされている。

一件記録によっても、本件肺がんについては、本件肺がん手術後、臨床的な再発は認められず、病理解剖所見でも再発・転移の所見も認められないことから、本件肺がんが直接的に死亡に影響したとは考えられない。

病理解剖所見によれば、右肺は軽度の気管支肺炎及び上葉から中葉にかけて硝子膜形成を伴う肺水腫の状態であり、死因は気管支肺炎からARDS（急性呼吸窮迫症候群）を来し呼吸不全に至ったと考えられると所見されている。

医学的知見に照らせば、被災者のARDS発症とじん肺及び本件肺がん手術の既往との関連は明らかではないと考えられる。また、剖検所見上、左肺下葉は切除され上葉も著明に含気が低下した状態であり、右肺はARDSにより広範囲に硝子膜形成を伴う肺水腫の状態であったと認められることから、ARDS自体が重篤な病態であり、生命予後が不良というべきであることに鑑みると、その死亡につき、じん肺及び本件肺がん手術後の肺機能障害が主要な原因となっているとみることはできない。

4 結 論

以上のおり、本件各処分のうち、休業補償給付を支給しない旨の処分は、相当ではないから、これを取り消し、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、同各処分に対する本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。